

育児・介護休業中の生活資金をご融資します！

(鳥取県育児・介護休業者生活資金融資制度)

(令和元年9月現在)

鳥取県では、育児休業や介護休業を取得されている方に安心して育児や家族の介護を行っていただけるよう、休業中の生活資金を県内の金融機関を通じて低利で融資しています。お近くの申込窓口にお気軽にご相談ください。

融資対象

県内に在住する育児休業又は介護休業利用者本人
(国家・地方公務員は除きます。)



融資条件

融資限度額	育児休業又は介護休業利用者1人につき100万円まで
貸付利率	○連帯保証人による保証を利用する場合 年1.0% (固定) ○保証機関による保証を利用する場合 ※取扱金融機関ごとに異なります。あらかじめ金融機関窓口までご相談ください。
償還期間	育児休業又は介護休業終了の翌月から5年以内(育児休業又は介護休業期間中は元金据置)
保証	原則として連帯保証人1名又は保証機関による保証 ※保証機関による保証は、山陰合同銀行、鳥取信用金庫、中国労働金庫においてのみ利用可能。(ただし、取扱金融機関ごとに保証料率など融資条件が異なります。)

取扱金融機関

県内に店舗を有する銀行、信用金庫、労働金庫、信用農業協同組合連合会(信用事業を行う各農業協同組合を含む。)、信用漁業協同組合連合会(信用事業を行う各漁業協同組合を含む。)

申込窓口

〈東部地区：鳥取市、岩美郡、八頭郡〉

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 とっとり働き方改革支援センター
電話：0857-26-7662 ファクシミリ：0857-26-8169

〈中部地区：倉吉市、東伯郡〉

鳥取県 中部総合事務所 地域振興局 中部振興課 観光商工担当
電話：0858-23-3986 ファクシミリ：0858-23-3425

〈西部地区：米子市、境港市、西伯郡、日野郡〉

鳥取県 西部総合事務所 地域振興局 西部観光商工課 商工労働担当
電話 0859-31-9638 ファクシミリ：0859-31-9639

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/99643.htm>



手続きの流れについては裏面を御覧ください。

鳥取県育児・介護休業者生活資金融資制度の 手続きの流れについて

申込者の方 ⇒ 金融機関

1. 融資の取扱いを希望する金融機関窓口にご相談

- 金融機関、店舗によっては本融資制度を取り扱われていない場合があります。あらかじめ、融資を希望される機関・店舗にお問い合わせください。
- また、表面に記載のとおり、金融機関によって金利や審査が異なりますので、あらかじめご相談ください。

申込者の方 ⇒ 勤務先

2. 融資の申込みに必要な書類を依頼

- 申込時に本融資の対象者であることを確認させていただく書類として、育児休業、介護休業等の取扱通知書（育児休業、介護休業の取得期間や給与等の条件について勤務先が休業される方に通知するもの）の写しが必要となりますので、あらかじめ勤務先にご相談ください。

申込者の方 ⇒ 最寄りの県申込窓口

3. 借入申込書を提出

- 所定の様式と添付様式を表面に記載の最寄りの県申込窓口にご提出ください。必要書類が整い、適切に連絡先をご記載いただいている場合は、窓口へのご持参ではなく、郵送でのご提出で支障ございません。
- 申込様式はホームページからダウンロードいただけます（チラシ表面のURL、QRコードをご参照ください）。

最寄りの県申込窓口 ⇒ 申込者の方、金融機関

4. 県による審査、審査結果の通知

- 申込内容について、鳥取県育児・介護休業者生活資金融資制度要綱に基づき、制度の対象とできるか鳥取県としての審査を行います。
- 県としての審査で問題がなければ、申込者の方と金融機関に融資の手続きを進めていただくよう通知をします。

金融機関 ⇒ 申込者の方、最寄りの県申込窓口

5. 金融機関による審査、審査結果の通知・融資の実行

- 申込内容について、各金融機関の基準に基づき、本融資が実行できるか審査を行います。
- 金融機関としての審査に問題がなければ、申込者の方に融資が実行され、最寄りの県申込窓口に対しては融資の実行結果が報告されます。

●融資の実行以後

- 県への借入申込書及び金融機関と取り交わした償還計画に基づき、融資を返済いただきます。
- 休業の期間が変更となったり、月々の償還額を変更したいといった場合は、県・金融機関それぞれでの手続きが必要となりますので、ご相談ください。